

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年10月12日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年10月12日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 町長の諮問機関の委員の就任について
- (2) 報酬を受ける団体等の役職辞退について
- (3) 分割付託に伴う細部事項について
- (4) タブレット導入について
- (5) その他

開 会 9時29分

閉 会 11時56分

**○委員長（岩永政則委員）**

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。本日は通知を差し上げておりましたように、4点予定をいたしております。4点のうち（１）と（２）は確認なんですけれども、町長の諮問機関の委員就任について、それから2番目の報酬を受ける団体等の役職辞退について。これ前回申し合わせをして結論を出しておりましたので、それを清書しておりますので御報告し、再確認をいただきたいということで予定しております。それから、分割付託に伴う細部事項についてを3番目に、4番目にタブレットの導入について、それぞれ協議をいただきたいと予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、第1点目の町長の諮問機関の委員の就任の件についてを議題といたします。9月27日の議会運営委員会にて申し合わせ事項として訂正がありましたので、その報告を、事務局をして説明を申し上げます。

青田課長。

**○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）**

それでは1枚紙の申し合わせ事項を御覧いただきたいと思ひます。この間の議会運営委員会の修正点ですけれども、まず左上に「申し合わせ事項」を挿入しております。そして、町長の諮問機関の委任というところの2行目の「辞退」を「就任」に変更しております。それから、その次の標記の委員就任については、何々「することとする」を「することが望ましい」に変更しております。それと事由の下から2行目、「趣旨により両立することが難しく」っていうのを「可能か」、その次の行の「十分に果たすことが困難と考える」を「望まれる」に変更しております。さっきの申し合わせ事項の上から4行目の「辞退することとするが望ましい」を「辞退することが望ましい」ということで、そちらの修正をお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、何かお気付きの点ございませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

気付きっていうか、これで全員協議会の方にまた報告をされるのかなと思ひますが、委員の就任の件に関しては、公務を優先せずに団体の方に出向いて議会を欠席したとか、そちらの方が忙しくてなかなか議会の仕事が思うようにいかないっていうのが多分発端だったと思ひるので、この報告をするときに、まずは公務を優先というところを説明の中で結構ですので、やっぱり、一言付け加える必要があるんじゃないかなと思ひますよ。それが無かったらこの協議はしていなかったはずなので、そこはちょっと必要かなと思ひますが、皆さんの御意見の中で「よかろう」ってなればいいですけど、できれば、個人的な意見としてはそういうふうにお願ひしておりますけれど。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

金子委員から「議会の公務が優先」という表現をどこかに入れたらどうかという提案なんです。訂正そのものは異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい。それで訂正は異議なしということで。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

町長諮問機関の就任につきましては、先程説明があったとおり事由欄の下から2行目の「両立することが可能か」を削除するというものをもって、全協に説明したいと思います。口頭で「ただし公務を優先」ということを委員長から発言して欲しいということです。それは挿入をしたいと思います。そのように決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃそのように決定されました。

なお前回のことで先程もちょっと触れましたが、別表の見直しにつきましては協議の結果、見直しをしないということに前回決定しましたので、確認をしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そういうことで報告をしていきたいと思います。

事務局にお願いですが、そういう整理をして報告書の作成をお願いしたいと思います。

次に確認をしたいと思いますが、2点目の報酬を受ける団体の役職辞退につきましては、前回のことを若干申し上げますと、自治会長等についての意見を伺ったんです。「辞退することが望ましい」「辞退には反対だ」「決めない方がよい」というような意見がありました。それから青少協とか、商工会等の団体等につきましては「就任してもよい」とか、「自粛した方がよい」とか、そういう意見が出たわけです。で、結論的には、言及するには至らなかったということで、まだ全協では報告しておりませんでしたので、その点も若干付け加えて報告をしたいと思いますが、それでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

これは、先程の諮問機関のことと併せて、事務方で報告書をお願いしたいと思います。以上、確認の2点につきましては終わりたいと思います。

次に分割付託に伴う細部事項についてを議題といたします。いろいろ、ある議員からも問題提起がございましたが、前回、事務局で調査をすると申し上げておりましたので、その内容を説明して意見交換をしたいと思います。事務局をして説明いたします。

青田課長。

#### ○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは、資料の一般会計予算決算分割付託における県内他市町の申し合わせ等の状

況の表を御覧ください。まず、県内で予算決算分割付託をしている所が長崎市、大村市、佐世保市、雲仙市の4市ありました。その中で、まず長崎市は申し合わせ事項ということで、予算決算分割付託で一般会計予算及び決算は各常任委員会に分割付託するものとする。予算の方法として、一般会計予算の審査は歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為は所管する各常任委員会に分割して付託する。歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は総務委員会に付託する。歳出部分を付託された委員会において修正可決された場合、その旨を総務委員会に通知し連合審査会を開催するなど協議の上、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。特別会計予算、公営企業会計の審査は所管する各常任委員会に付託する。決算の方法は、一般会計決算の歳出分については所管する常任委員会に分割して付託する。歳入部分は総務委員会に付託する。特別会計、公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託するなどが申し合わせで決められております。大村市につきましては、先例、申し合わせ事項ということで、付託議案の分割方法は起案担当部によって区分し、市債は総務委員会に付託する。この起案担当部ということは、例えば総務部とか、福祉部とか、土木部、そういった所が起案した議案等になっております。常任委員会、分割付託された議案については委員会において修正は行わないこととする。修正を希望する委員は、本会議において修正動議を提出するものとし、委員会採決の討論の際にその意思を表明する。1枚めくっていただいて、佐世保市は、解釈及び運用ということで、予算案は1つの議案であるので分割付託することは法理論上、異論のあるところであるが、下審査機関である常任委員会がより専門的に各所管事項について予算審査に参加できるようにということで、分割付託を採用している。その付託先は、歳入、地方債、歳出予算の流用、一時借入金は総務委員会、歳出、継続費、債務負担行為、繰越明許費は関係の常任委員会に分割付託している。特別会計及び企業会計予算は各所管の常任委員会に。そして付託した一般会計予算の審査方法としては、①委員会は付託された案件についてのみ結論を出すこと。②総務委員会は歳入全部を付託されており、各委員会との関連もあるので、ほかの委員会の結論を待って結論を出すこと。ということで運用をされております。雲仙市は慣例、申し合わせ事項ということで、①一般会計予算は所管する常任委員会へ分割付託する。ただし、歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為は所管する常任委員会へ、歳入部分、地方債、一時借入金は総務常任委員会へ付託する。②特別会計は所管する常任委員会へ付託する。③水道事業会計は、産業建設常任委員会へ付託する。となっております。予算等の分割付託をされている松浦市、平戸市、そして特別委員会で分科会方式の川棚町については、明文化されたものはございませんでした。諫早市は分科会方式でやっているんですけども、参考までに慣例、申し合わせ事項といたしまして、③の本会議の後に全体会を開催し、審査期間と分科会負担の決定を行う。④一般会計について、歳出及び債務負担行為、繰越明許費は各分科会へ分担して審査する。歳入及び地方債は、総務分科会へ負担するものとする。⑤分科会長報告に対する質疑は、

事前に口頭やメモで申し出ることとし、質疑の回数は3回までとする。なお、分科会長報告が済んだ後に原則一旦休憩をとることとする。⑦委員長報告に対する質疑は自粛する。⑧予算の修正案が全体会で否決された場合は、本会議において当該修正案と内容を同じくする議員提出による修正動議は行わないものとする。などが申し合わせ事項で取り決められております。1枚めくっていただいて、五島市は先例集になるんですけども、予算審議や一般会計は各常任委員会に分割付託とし、特別会計は所管委員会に付託するものとするということで、⑥臨時会に一般会計補正予算が提出された場合の審査方法については、会期、会議時間等の問題があるため予算委員会への付託を省略し、本会議において直接審議するなどが先例集として上がっております。最後の島原市も先例集ということで、3つ目、予算審査特別委員会の総括質疑については、所属する分科会の所管部分の質疑は遠慮するということが先例集で決まっております。こちらは、一応うちの分割付託に参考になるかなという部分を説明させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。今の説明に対して不明な点があれば出していただきたいと思いますが、何かありませんか。各市町で、それぞれ同じようなところもあれば、違ったようなこともあります。長与の場合は過去2回やりまして、歳入と歳出を長崎市とか、雲仙市、諫早市辺りは、歳入は総務委員会にして、歳出は各常任委員会にしておると。長与の場合は2つの常任委員会しかないわけですので、現在はどうしているかと言いますと、歳入も歳出も含めて、そのまま各常任委員会に付託をしておるといようなことの違いはあるようです。やっぱり先程言いますように、細部事項を基準等に。申し合わせは無くなってしまいますので、うちの場合。別表の一人一役のこと、最終的に協議をしたいと思いますと思っておりますが、これが無くなりますと申し合わせ事項はもう無くなってしまおうということになりますので、あとは基準の中に整理をして入れていくべきものだろうということは、局長と話をしておるんですけども。その前に、必要なものは細部事項として上げておかんとあとで分からないというものがあろうと思うんですね。その辺りの整理をしたいと思っております。何か不明な点はございませんか。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

これをいただいて気付いたんですけど大村市の常任委員会、修正に関してなんですが、長与町議会はなかなか修正は出ないんですけど、万が一修正が出た場合のやり方として、委員会において修正は行わないとか、こういうところをきちんと決めていた方が。どういふふうに修正はするようにしていたのかちょっと分からないので、明文化した方が良いのかなと思ったんですけど、確かに。先例集とか、いろいろありますけれど、予算決算をそのまま常任委員会に分割付託っていうところが大きいので、申し合わせに入れ込む程度で良いのかなと思うんですけど。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

以上ですかね。大村市のように、修正動議の場合どうした方が良いのか等を明確にしていた方が良くないだろうかというような御意見ですね。ほかにありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

提案があった内村議員が「どういう内容か事務局で聞いてみます」という話ではなかったかなど。何かそういう案が出てきたものなのか、そこは一つお伺いしたいのと、あと、金子委員が言われた委員会における修正の問題ですけど、これをどう捉えるかっていうところで、今、委員会での審査中の修正は、委員1人でも修正動議が出せるわけですよ。本会議になると2人以上になるということで、委員会での修正の権利が無くなってしまふのは、分割付託することでそれができなくなるというのは以前から言われていたんで、この辺の取り扱いをどうするかですね。全く委員会での修正はできなくしてしまうものなのか。もしできるようにするってなるとまたいろいろ問題が出てくるのか。ちょっとそこら辺が私も整理ができてないところですね。ですから、今後の文章化するにおいて必要なのは、先程事務局から読み上げていただいた五島市ですか、臨時議会の補正予算の問題等は入れ込んでおいた方が、どうするかって迷わずに、臨時会は委員会付託をしないというふうな形にしていくということで、ちょっと必要な部分をピックアップしていった方が良くないかなと思いますんで、ちょっとそこら辺がどうですかね。内村議員の提案があつてれば少し教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員、必要であればちょっと休憩を挟んで話をしてもいいでしょうか。今、それを別として修正の関係が1つ。それと臨時会の際の補正予算の取り扱いを明記しておく必要があるだろうという御意見ですね。いいでしょうか。ほかの方、何か気付き、こういうのは申し合わせか、基準に入れておくべきじゃないかということありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。いろいろ議論をいただいたんですけども例えば、修正があるような場合にどうするのか、あるいは臨時会での補正の付託の問題ですね。その他いろいろ出ておりますけども、この点を事務局で十分整理をしていただいて次回別紙で出していただくようお願いしてこの件は終わりたいと思いますが、いいですか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をさせていただきます。

それから11時10分まで休憩をいたします。

（休憩 11時01分～11時11分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

次にタブレットの導入の件につきましてを議題といたします。これにつきましては8月31日の議会運営会において、3名の方から御意見をいただきました。説明もいただいて今日に至ってきたわけです。したがって、今後どのように取り扱いをしていくかについて、まず今日、2点整理を先にさせていただければどうかというふうに思うんです。先程言いました3名からいただいた意見の中で、前向きにタブレットを導入していく必要があるという考え方と、もう一つは、しばらく動向も見定めながら、極端に言いますと急ぐ必要はないんじゃないかというような意見。何がどのように変化するかもう少し見極めてから導入を考えてみたらどうかという、2つに分かれた意見が出されておるわけで、この点について皆さんの意見をお聞きしていきたいと思うんですけれども。それともう一つは、タブレットを導入して、運用として何に使っていくのか、一定の方向がないと導入をしようとか、しないというようなことはできないわけなんですね。したがって、現在の状況はどうしても不具合なり、不都合があるので、タブレットを「だから導入していく必要があるんだ」という考え方もあると思うんですね。しかしながら一方では、何ら問題が無いと。なぜタブレットを導入していかないといかんのかという考え方もあろうと思うんですね。これはどこの市町でも、そういう意見はそれぞれあるだろうと思うんです。ただ、今期になって取り組みの検討の項目の中に、タブレットの導入についても議論の対象にしていきましょと、みんなで決めていただいたわけですね。そういうことで、今日もこの議題になったわけなんですね。そういうことで、議論する前に何か意見があればということを出していただいたのが、先程何回も言いますように3名からいただいた。その中でも意見が分かれておるといような現状でありますので、忌憚のない意見を出して、必要なのか、必要ないのかと。あるいは何に使おうとするのか。あるいは現在のやり方がどうも不具合があるんじゃないかと、いや不具合はないでしょうということなのか。その辺りも含めて議論いただければ、必然ながら結論は出てくるだろうなというふうに思いますので、皆さん方からこの運用を含めて導入について、「やっぱりやるべきだ」という意見があるだろうとし、「いやいやそうでないでしょう」といような意見も率直に出していただきながら、先に進めていければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。初めてですから休憩せずに前段は行きますので、忌憚のない意見を出していただければと思います。この導入について、どなたからでも結構ですので御発言をいただければ思うんです。何かありませんか。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

私はタブレット導入については全面的に賛成の立場なんですけれど、国の方もデジタル化を進めているところもありますし、今回、地方議会でタブレット導入が進んだ要因が、災害時のオンラインでの委員会の出席とか、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けた取り組みの一環として災害時の危機対応力、そういうものを含めたと



ところで、全国的に進んできたのかなって感じがしています。でも以前から、紙の資料とかの削減ですとか、いろんなメリットを考えながら。逆にデメリットも確かにあることはあるんですけども、今回のタブレット導入に持っていかれたのは審議日の短縮とか、密を防ぐ対応、それと議会を開かないが故に予算などを専決処分で首長が決めるってということなど、全国的そういう不具合があったので、どんどん進めていこうということも一つあるんだろうと思います。確かに反対とか、前向きではない意見も、この間の、私を含め3人の資料の中でございましたけれども、その中で個別にちょっとお聞きしたいんですけども、西岡委員が出されている文章の結論の部分で「誰ひとり取り残さないという思想とは相反する」としておりますけど、この「相反する」という意味が分からなかったのと、3行目の「社会的、政治的弱者に目を向けなければならない」とされていますけれど、どういう方を言うのかがちょっと分からなかったので、デメリットの部分を考える上で説明をいただきたいなと思ったんですけど。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

委員間の討議はのちにするとして、導入を進めるべきなのか、あるいは今しばらく動向を見るのが必要なのか、あるいは何に使うのか、その辺りを今お聞きしておりますので。今もう、まさにこう出ました、災害等からの必要ということは何に使うのかと言いますと、災害時等の対応に使うということもあろうということなんですね。国のデジタル化も進められておるといようなことで、本町でも進めるべきだろうという御意見がありました。ほかにございませんか。ほかの方。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

導入を進めるという意味の原則の部分なんですけれど、タブレットと一言で言っても、自分が普段使い慣れているタブレットもあるし、また違うタブレットもあるんで、例えば1つの機種じゃないと駄目だというふうに統一するとなるとちょっと。具体的に言えば、今、執行機関の方で使われているタブレットの機種と、私が普段使っているものが違うんですよ。ですから、役場の方が使っているものを導入するとなると、それと違う機種を使っている方は、また一からその扱い方をやらないといけないという問題が一つと、もう一つは、8月2日に執行機関の方からタブレットの導入についてということで使用事例を聞きましたけれども、役場の方は主にいろんな情報の共有等々に使われていたんですけども、議会が使うタブレットというのがちょっと違うのかなという感じがして。例えば議会だったら議案とか、事項別明細書とか、あと一般質問をするときの資料とかということなので、役場が使っていた使い方とは違うのかなという気がするんで、一言で導入って言っても、タブレットの導入イコール議会費で購入することなのかどうか、ちょっとそこは私もよく整理ができてないので。こういうIT機器を積極的に導入するというのはもう時代の流れなので、私も個人的にはやっているつもりなんですけども、これを全体に広げていくとなると今言ったようなところがどうなの

かというのを一つ一つ、これはこうですよというような交通整理が必要かなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は、やっぱり導入に向けた方向で是非検討していくべきではないかなと思います。いろいろな課題は其中で解決していかないと、課題を解決してから導入っていうふうになると、またずっと遅れていくと思うんですよね。導入に向けて進める中で、いろいろな課題が解決できると思いますんで、導入の方向で。この間ずっと議論してきて進まなかったという、で遅れてきたと。そのとき、そのときに研修もやってきて、今タイミングとしては、これまで研修した中身では議会が率先して導入した所を中心に研修してきた経緯があるんですけど、そこは行政が導入しないがためになかなか難しかったという部分があるんですけど、本町の場合は逆に行政の方が先に導入を始めたということでは、非常に今のタイミングが、やっぱり、やるべきではないかなというふうに思います。活用方法としては情報の収集等々、あとは議案書の対応ですね。金子委員が言われた、先程の議論の中で出されたそういう資料も、タブレットが1台あれば皆さんそういう資料が即座に見られるわけですから。やっぱりそういうのでも議論が進むと思うんですよ。「そうだったかな」というふうなところではなくて、共通の情報の中で議論ができるという意味では、議論が先に進む場合もあると思うんで、そういう意味では議会活動の中でやはり十分使えるんじゃないかと。どの分野でも、委員会での審査でも、当然議案はそこの中に入っているでしょうし、議案に伴う情報もその中で見れるという意味では審査が進むと思いますんで、是非導入すべきではないかなと。あと、強いて言えば、今、児童生徒にも一人一台のタブレットを渡して、そういう形で学習にも活用しているわけですから、我々もそういう部分ではタブレットを導入して、操作ができるような状況をやっぱりやっていくべきでは。個人的にやればいいじゃないかという部分になってくるかもしれませんが、やっぱり共通の情報をお互い共有することで議論ができるというところからすると、やっぱり同じように導入すべきじゃないかと。デメリットの部分も確かに、画面が小さくてどうのこうのだからというふうになると思うんですけど、当面は紙媒体も含めて進めていくということで、いずれはタブレットだけになるかもしれませんが、当然紙の方が良い人もいらっしゃると思うんで、そういう形で進めていくというふうな導入を進めていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

さっきちょっと私が言い忘れていたのが、私の活用の試案にも書いてあったんですけども、そういういろんなことをするためにも、タブレット単体だけでなく4階の

Wi-Fi 環境を是非整えて欲しいというのが1つと、それから情報共有の点でも、今ファクスも、さらにメールもということでされているけれども、例えばファクスしかないという方はファクスで構わないけど、「もううちは、ファクスはいいからメールでいいよ」という方には、事務局がもし煩雑にならなければ、メールも来るし、同じ内容がファクスでも来るしで、個人的にはファクスのインク代もまた掛かるので、そういうところもデジタル化という点では、改善の余地があるんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方はいらっしゃいませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の時代は、デジタル化っていう時代になりつつある、なっているか分かりません。それはそれで大事なことから、先を見越した導入についての検討は良いと思います。しかし、どうしても紙、それはそれでやっぱり残していくものも、まだ大事なものがあるんじゃないかと思います。だから2つの方法を取り入れながら、急激な一本化をするんじゃなくして、それをやってもらえれば良いんじゃないかと思っております、これはね。誰の意見でもひょっとしたらそういうものに到達するんじゃないかと思っておりますけど。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

3名、文書で意見を出されておるんですけども、まずは委員会の方で進めるか、進めないかということもなんですが、執行部がそれに対応できるのかどうか、ということもありまして。できれば、私はもうやると決めたら早い時期にやっていただきたいというのがありまして。ちょうど予算編成が12月ぐらいから査定とかも始まり、来年の月の当初予算が組まれる時期に入っていきますので、やるのであれば、もう早い時期に町長に申し入れをして、お願いをするということで対応していただきたいということで。先程から出ておりますけども、西岡議員がデメリットで心配をされております、全員がすぐに使用できるわけではないというようなことで書いてありますけども、そこをフォローする意味でも堤委員が書かれておりますように、今、吉岡委員も言われましたけども、当面は、やっぱり紙と両方で併用して進めていくということを決めておけば、さほど私は反対の意見もないのかなあというような気持ちでおるんですけども、そういうことで是非進めていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

大体、皆さん方の意見が出たんですけども、大方、進めていくべきだというような意見であったように感じるわけですね。ただ、2人から出たように、紙ベースも残して両面からやっていったらどうかという意見も出ておりますので、この点は大事なことでありろうと思われるわけなんです。冒頭に西岡副議長に質問が出ておったんですけど、ちょっ

と休憩を取りますので、そこで話し合っただけだと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。タブレットの運用等につきましては、いろいろ、先程から意見を出していただき、基本的には紙ベースも残していくということを含めて、導入については前向きに取り組むというような意志集約をしたいと思いますが、それで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、今日のことは次回の全協に報告をして、それから前に進めていきたいというふうに思っておりますので、そのように決定をさせていただきますと思います。

以上で、今日議題にしておりましたものは終了をしたいと思います。今、何か、是非言っとかないといかんというのはありませんか。いいですか。何かありますか。はい全体的に、今日の4議題についてありませんか。

浦川委員。

#### ○委員（浦川圭一委員）

しつこいようですが、委員会条例第2条第1項のただし書きをどう扱うのかをしっかりと決めていただきたいんですよ、そのまま残すのか、消すのか。消すとなると、これ条例改正の話ですから。12月議会で上げんと、また委員会を開いて、軽微なものでもせんばごとなってしまうわけですよ。だから、ここはもうしっかりと決めましょう。議運の意見だけでもまとめられんでしょうかね。

#### ○委員長（岩永政則委員）

それでは、浦川委員から提案がありました委員会条例のただし書き等についての検討は、次回の委員会で再度また検討するというので、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それじゃ、そのように決定をされました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

次回開催を11月5日9時30分から、議題については、全協への報告の件についてを議題としたいと思います。特に、附属機関等の委員の辞職の問題とか、タブレットの検討について御議論いただこうということでお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして本日の会を終了いたしたいと思います。お疲れさまでした。

(閉会 11時56分)